

◎国民健康保険・後期高齢者医療被保険者の皆さんへ◎

収入がない方も申告をしてください



世帯の所得金額が基準額よりも少ないと、保険税・保険料が安くなる場合があります。
申告がないと該当するかどうかを判定できませんので、収入が0円でも忘れずに申告をしてください。

◎収入が少ない場合や、市民税が非課税の場合など、一定の要件を満たすと保険税・保険料が軽減されます。

※国民健康保険は、国保に加入していない世帯主の所得も含めて軽減などの判定をします。

◎入院したときの食事代が安くなったり、高額な医療費がかかったときの自己負担限度額が少なくなる制度もあります。入院などで「限度額適用認定証」を利用するためにも、申告が必要です。

■ただし、次の条件にあてはまる方は、申告の必要はありません。

- ・16歳未満の国民健康保険被保険者
- ・被扶養者(扶養されている方)

問合せ先 市市民窓口グループ ☎52-1111 国民健康保険担当(内線219・261)
後期高齢者医療担当(内線227・217)

高浜市 暮らしの便利帳 全戸配布!

市役所の各種届出や税金・国民健康保険に関する情報などの行政手続きをはじめ、医療機関の紹介など市民の皆さんの生活に役立つ情報を掲載しています。

2月1日から順次、市内全世帯に配布します。(事業所を除く。)

◆配布完了予定日 2月29日(土)

1. 次の場合は、問い合わせてください。
 - ・2～3世帯住居だが、1冊しか配られていない。
 - ・隣の家には届いたが、自宅にはまだ配られていない。
 2. 次の場合は、2月29日以降に問い合わせてください。
 - ・町内在住の家族や知人宅には届いたが、自宅にはまだ配られていない。
 - ・道を挟んだ隣接エリアには届いたが、自宅にはまだ配られていない。
- ※1世帯1部配布のため、追加での配布希望は受付けていません。
※転入世帯には、転入届提出時に市役所市民窓口グループでお渡しします。



問合せ先 市総合政策グループ ☎52-1111(内線365・339)